平成２２年（フ）第５５６０号
兵庫県三田市三輪１―16―８―402、住民票上の住所兵庫県三田市駅前町11番12号
破産者　西村　恵美
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５８号
大阪府枚方市山之上３丁目４番12―101号
破産者　江草八重子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６７９号
大阪府寝屋川市桜木町22番12―202号
破産者　吉良川興業こと　久保　光則
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９３号
京都市山科区椥の辻東浦町６番１　イーグルコート椥辻Ｖアペックス501号、開始決定時の住所大阪市西区新町１丁目31番６号　フリーデ新町301
破産者　プルニエこと　中林　諄作
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７３９号
大阪市西成区千本北２丁目30番５号
破産者　横井秀明こと　黄　　秀明
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７７８号
大阪府箕面市桜ケ丘５丁目６番17号
破産者　須川龍泉堂こと　須川　清廣
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１７号
大阪市旭区高殿５丁目12番６―1011号
破産者　吉原　茂子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７号
神戸市東灘区深江北町２丁目２番９―203号
破産者　横山　勝代
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１４４号
兵庫県伊丹市中野西１丁目46番地カームライフ中野201号、破産手続開始決定時の住所兵庫県伊丹市鴻池２丁目５番18―405号、前住所兵庫県尼崎市食満２丁目12番22号　レオパレスＹｏｓｈｉｚａｗａ204号
破産者　井上　英明
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０３４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目４番６号
破産者　松本隆子こと　朴　　明美
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０３５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目４番６号
破産者　松本良夫こと　徐　　福根
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４１号
兵庫県尼崎市立花町４丁目２番20号アーバンハイム立花204号、前住所兵庫県尼崎市三反田町１丁目12番12号
破産者　池田たか子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６６号
兵庫県芦屋市平田町５番８―603号
破産者　濱田　孝一
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１６号
兵庫県尼崎市次屋１丁目11―20　レオパレス203、住民票上の住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目３番１―602号　中村方
破産者　小﨑　明宏
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―653号
破産者　後藤　和智
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９２号
兵庫県姫路市北平野２丁目２番28―101号ハイツ柳井
破産者　大西建工こと　大西　安昭
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４号
山口県岩国市錦見５丁目10番16―２号
破産者　今西　次郎
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２０５号
愛媛県松山市中村４丁目11―30　上杉荘10号、住民票上の住所愛媛県松山市中村４丁目４番13号
破産者　味上　　豊
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２０９号
福岡県久留米市大善寺町宮本929番地３
破産者　大石　　寛
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部